

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第32号

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学事務決裁規程（2021年9月30日規程第33号）の一部を次のように改正する。

(改正前)				(改正後)			
_____				<u>附 則</u> この規程は、2025年4月1日から施行する。			
別表第2（第3条―第7条関係）							
工事請負（設計を含む。）	500万円以下	250万円以下	1件当たり 1,000万円 （2人以上の者から見積書を徴することができない随意契約にあつては、500万円を超えるものは、公立大学法人神戸市看護大学 <u>運営調整会議</u> （以下「 <u>会議</u> 」という。）に付議するこ				
							<u>運営評議会</u> <u>評議会</u> <u>会</u>

